

小中学校で陽性者が判明した場合の情報提供について（9月2日決定）

令和3年9月2日
茨木市教育委員会
小中学校長会

1 情報提供のあり方

小中学校で陽性者が判明した場合は、学校の配信メール等で保護者に情報提供を行う。（個人が特定されないよう表現には留意する。）

ただし、下記の場合などは、情報提供を行わないことも可。

- ・ 陽性者やその保護者等が、情報提供を拒んでいる場合。
- ・ 小規模校や少人数クラスで、情報提供することにより、個人が特定される可能性が高い場合。

2 学校の対応

- ・ 別紙「保護者向けプリント」と「休校等基準」の周知
表裏印刷し、9/3以降の登校日に全児童生徒に配付する。
学校のHPに掲載する(できれば9/3。9/3に登校しない児童にも早く知らせるため)
- ・ メール配信
9/3から、各校で陽性者が出た場合は、下記の例を参考にメール配信する

3 メール等の内容（例）

<陽性者が判明し、学級閉鎖を行う場合> ※当該学級だけでなく全体に配信する

○月○日、本校の児童・生徒(教職員)に、新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明いたしました。保健所・市教委との協議の上、○年○組を○月○日から○月○日まで学級閉鎖といたします。当該学級の学級閉鎖中の学習につきましては、担任からお知らせいたします。

なお、他学級については、通常授業(分散登校)を継続いたします。

<陽性者が判明したが、休校・学級閉鎖等を行わない場合>

○月○日、本校の児童・生徒(教職員)に、新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明いたしました。保健所・市教委との協議の結果、校内に感染拡大のリスクがないと判断されましたので、休校や学級閉鎖は行わず、通常授業(分散登校)を継続いたします。

引き続き、各家庭における健康観察や不要不急の外出を控えるなど、感染予防対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

4 その他

- ・ 9月12日以降の対応については、国・府の動向や市対策本部会議の開催状況を見ながら、小中学校コロナ対策検討委員会を開催して決定する。(次週、できるだけ早い日程で開催予定)

※本決定に基づく対応は、今後新たな対応を決定するまで継続する